

## 年の暮れに気をつけたい消費者トラブル

年末が近づいてくると、身の回りの物を片づけたり、新しいものに換えたりする機会が増えてきます。この時期に、悪質な業者の移動販売や訪問販売などにより、思わぬトラブルにあうことがあります。

### 事例1 物干しざおの移動販売のトラブル

さお竹の移動販売業者を呼び止めて値段を聞くと、それには答えずに「長さは？」と言うので庭に案内して、今使っているものと同じ旨を伝えたところ、先に寸法を合わせてさお竹を切られてしまった。



消費者庁イラスト集より

### アドバイス

- ・ 移動販売業者から購入するときは、購入前にしっかりと商品・金額を確認し、納得がいかない場合はきっぱり断りましょう。
- ・ 契約する前に、業者が一方的にサービスを提供する等して、元に戻すことが難しい状態にして契約させられた場合は、取り消すことができる場合があります。

### 事例2 廃品回収サービスのトラブル

「無料回収」をうたって巡回している業者に廃品の回収を依頼したところ、不用品をトラックに積み終えた後で「回収代金は無料だが、積み込み料金は発生する」と言われ、高額な請求をされた。



### アドバイス

- ・ 一般廃棄物の収集・運搬は、市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので注意が必要です。
- ・ 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行う必要があります。処分について不明な点がある場合は、まず市町村に確認してみましょう。

※ 困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。  
(消費者ホットライン 188)



## 生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

「サポート詐欺」とは、パソコンの画面に偽のセキュリティ警告を表示させて不安をあおり、画面に表示させた電話番号に電話をかけさせて、パソコンを遠隔操作した上で、問題解決のための費用として電子マネーでお金をだまし取る特殊詐欺の手口です。

「電子マネーで支払え」は詐欺ですので、絶対に支払わないでください。対処に困ったときは、ひとりで悩まず、家族や知人、最寄りの警察署など誰かに相談して、被害に遭わないように気を付けましょう。

電子マネー  
で支払え



## 置賜地区消費生活サポーター等研修会を開催しました

11月15日（月）に令和3年度置賜地区消費生活サポーター等研修会を開催しました。

講師として、東北財務局山形財務事務所の佐藤みゆき氏と消費生活サポーターの齋藤俊策氏をお招きし、それぞれ『金融犯罪被害事例とその対策』、『今、なぜボランティアか？』と題し、ご講演をいただきました。



### 12月・1月の消費生活法律相談

12月 9日（木）13:30～15:30

1月13日（木）13:30～15:30

\*弁護士が無料でアドバイス（30分）

\*電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072